

ミロク情報サービスの財務・会計ソフトが 「電子帳簿ソフト法的要件認証」を取得

財務・会計システムおよび経営情報サービスを開発・販売する株式会社ミロク情報サービス(本社:東京都新宿区、代表取締役社長:是枝 周樹、以下「MJS」)は、MJS が提供する会計事務所ならびに中堅・中小企業向け財務・会計ソフト4製品が、2020年3月9日に公益社団法人日本文書情報マネジメント協会(JIIMA)より「電子帳簿ソフト法的要件認証」を受けたことのお知らせいたします。

電子帳簿ソフト法的要件認証制度とは、国税関係帳簿の作成・保存を行う市販のソフトウェアの機能仕様が、電子帳簿保存法の要件を満たしているかをチェックし、法的要件を満たしていると判断したものをJIIMAが認証するものです。

お客さまは、JIIMA の認証を受けたソフトウェアを導入することにより、電子帳簿保存法及びその他の税法が要求している要件を満たしているかを個々にチェックする必要がなく、安心してシステムを導入することができます。また、国税関係帳簿の全部または一部の電子帳簿保存を行うために税務署に提出する承認申請書の記載項目を一部省略でき、手続きの負担を軽減することができます。

今回、MJS は下記4製品について「電子帳簿ソフト法的要件認証」を取得しました。

【ソフトウェア名称】

- ・ACELINK NX-Pro 会計大将 (エースリンク エヌエックスプロ)
- ・ACELINK NX-CE 会計 (エースリンク エヌエックスシーイー)
- ・MJSLINK NX-Plus 財務大将 (エムジェイエスリンク エヌエックス プラス)
- ・Galileopt NX-Plus 財務大将 (ガリレオプト エヌエックス プラス)

【MJS の電子帳簿ソフト法的要件認証取得製品について】

<https://www.mjs.co.jp/feature/jiima/>

MJS は、1998年の「電子帳簿保存法」施行時にいち早く本法律に対応し、ERP ソフトとして初めて電子帳簿保存法に対応した製品を発売しました。その後も、電子帳簿保存法改正に速やかに対応し、会計事務所ならびに中堅・中小企業における法定帳簿の電子化を支援しています。

今回の認証取得により、公正な第三者機関のチェックのもと、MJS の製品が電子帳簿保存法及びその他の税法が要求している要件を満たしていることが認められました。これにより、お客さまは、より一層安心してMJS製品をご利用することができます。

MJS では今後も、電子帳簿保存法への対応をはじめ、会計事務所ならびに中小・中堅企業の業務効率化を支援してまいります。



※この認証ロゴは公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会によりライセンスされています。

■ **株式会社ミロク情報サービス(MJS)について** (<https://www.mjs.co.jp/>)

全国の会計事務所と中堅・中小企業に対し、経営システムおよび経営ノウハウならびに経営情報サービスを提供しています。現在、約 8,400 の会計事務所ユーザーを有し、財務会計・税務を中心とした各種システムおよび経営・会計・税務等に関する多彩な情報サービスを提供しています。また、中堅・中小企業に対して、財務を中心とした ERP システムおよび各種ソリューションサービスを提供し、企業の経営改革、業務改善を支援しており、現在、約 10 万社の中堅・中小企業ユーザーを有しています。

【本リリースに関するお問い合わせ先】

株式会社ミロク情報サービス
社長室 経営企画・広報 IR グループ 川口・安藤
Tel :03-5361-6309
Fax:03-5360-3430
E-mail:press@mjs.co.jp